

医療機器共同利用委託契約書

委託者_____（以下「甲」という。）と受託者 医療法人西福岡病院（以下「乙」という。）とは、検査の委託に関し、次の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 地域の医療機関との連携を図り医療機器を共同利用することで、地域におけるニーズに対応することを目的とする。

（概要）

第2条 検査の委託契約内容は、次の各号によるものとする。

1. 甲は、検査の実施について乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 甲は、検査の実施に当たり検査日時の予約を取り、患者に説明を行う。
3. 乙は、受託した検査を行い、その画像データ等を甲に渡す。

（委託検査の種類）

第3条 委託検査の種類は次の通りとする。

1. CT撮影
2. MRI撮影

（契約期間）

第4条 この契約による委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。また、この契約の有効期間満了前、1ヶ月までに契約当事者のいずれの一方からも、この契約の改定等について何等かの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間この契約を更新されるものとし、以後も同様とする。

（検査料金）

第5条 この契約に係る検査料金は「医療機器の共同利用についてのご案内」の通りとする。なお、点数改定があったときは検査料金の変更を行う場合がある。

（検査結果の疑義）

第6条 検査結果に疑義がある場合は、次の各号により処理するものとする。

1. 甲は、検査結果受領後7日以内にその疑義内容を乙に通知しなければならない。
2. 乙は、前号の通知を受けたときは、甲と協議のうえ再説明や再検査等適切な処理をしなければならない。

(契約解除)

第7条 甲又は乙は、次のことに該当するときはこの契約を解除することができる。

1. 甲又は乙が、この契約に違反したとき
2. 乙において、受託業務の遂行が著しく困難になったとき
3. 健康保険法の改正により委託業務が困難になったとき

(検査実施中の事故責任)

第8条 検査実施中（開始から終了まで）に不慮の事故が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする。

(検査料金の請求)

第9条 乙は、検査が完了したものについて、その検査料金の合計額を各月単位にて甲に請求するものとし、甲は、請求書を受理した月の翌月末までに乙の指定する口座に振り込むものとする。

(個人情報)

第10条 乙は、本契約に基づき検査を実施するために知り得た患者の個人情報について、検査目的以外に使用しないものとする。もし、乙により個人情報が漏洩した場合は、乙はその責任を負うものとする。

(その他)

第11条 この契約について疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ解決するものとする。

上記の契約を証するため本契約書を2通作成し、甲乙双方が記名捺印のうえ各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

住所

医療機関名

代表者氏名

印

乙

住所

福岡市西区生の松原3町18番8号

医療機関名

医療法人 西福岡病院

代表者氏名

理事長 安藤 文英

印